

改正後

(運搬の届出)

第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

[2 略]

別記様式第二（第2条関係）

運 搬 区 間			
運 搬 計 画 表			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘 要			

備考

- 1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき1枚とすること。(運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。)
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。(往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数が多いもの又は連行台数が多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。)
- 3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

改正前

(運搬の届出)

第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書二通及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

[2 同上]

別記様式第二（第2条関係）

運 搬 区 間			
運 搬 計 画 表			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘 要			

備考

- 1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき2枚とすること。(運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。)
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。(往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数が多いもの又は連行台数が多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。)
- 3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第一（第十条関係）

区 分		数 量	
火	薬	薬量 200キログラム	
爆	硝安油剤爆薬・含水爆薬	薬量 120キログラム	
	上記以外の爆薬	薬量 100キログラム	
火	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個	
	導火管付き雷管	1万個	
	銃用雷管	40万個	
	捕鯨用信管・捕鯨用火管	12万個	
	実包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	40万個
	空包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	20万個
	工	導爆線	6キロメートル
制御発破用コード		1.2キロメートル	
爆発せん孔器		2,000個	
コンクリート破砕器		2万個	
品	煙火	玩具煙火（クラッカーボールを除く。）	薬量 2トン
		クラッカーボール・引き玉	薬量 200キログラム
		上記以外の煙火	薬量 600キログラム
	上記以外の火工品	薬量 100キログラム	
備考			
本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。			

別表第一（第十条関係）

区 分		数 量	
火	薬	薬量 200キログラム	
爆	薬	薬量 100キログラム	
火	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個	
	導火管付き雷管	1万個	
	銃用雷管	40万個	
	捕鯨用信管・捕鯨用火管	12万個	
	実包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	40万個
	空包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	20万個
	工	導爆線	6キロメートル
制御発破用コード		1.2キロメートル	
爆発せん孔器		2,000個	
コンクリート破砕器		2万個	
品	煙火	がん具煙火（クラッカーボールを除く。）	薬量 2トン
		クラッカーボール・引き玉	薬量 200キログラム
		上記以外の煙火	薬量 600キログラム
	上記以外の火工品	薬量 100キログラム	
備考			
本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。			